

保育士の処遇改善を求める意見書

国においては、「子育て安心プラン」の中で平成34年度末までに整備することとしていた32万人分の保育の受け皿について、平成29年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」により、平成32年度末までに前倒しすることとしている。

本県においては、保育所等の利用児童数が増加しており、特に保育士をより多く配置する必要がある3歳未満児の利用割合が増加傾向にあるなど、保育需要がますます高まっていることから、より一層の保育士の確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、保育士の確保に向けて、平成25年度以降賃金面で約10%の処遇改善を行っており、さらに、平成29年度から技能・経験に応じ月額最大4万円の処遇改善を行っている。また、本県においては、保育士養成校の在学学生に対する修学資金の貸与や保育士の住居借上げ費用に係る保育事業者負担分の一部補助など、保育士の確保に向けて様々な取組みを行っているところである。

しかしながら、全国における保育士の平均賃金は、全職種の平均賃金と比べて低く、本県においても同様の傾向にある。このことが、他職種への人材流出など、保育士の確保を困難とする一因となっており、保育士の賃金水準の更なる改善が必要である。

よって、国においては、保育所等の保育士の確保のため、保育士の更なる処遇改善に向けた公定価格の基本分単価の引上げ及び処遇改善等加算の拡充について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月15日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣府特命担当大臣 (少子化対策)	松山政司殿

山形県議会議長 志田英紀